仕様書

1　件名

生野区役所保管低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）汚染廃棄物収集運搬業務委託

2　業務概要

（1）　委託業務の範囲

本業務は、本市（以下「発注者」という。）が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）汚染廃棄物について、受注者が法令等に従って本市の保管場所から処分業者（三光株式会社）の中間処理施設へ収集運搬を行い、発注者に業務終了の報告をするまでを範囲とする。なお、本業務で必要な機材等は受注者が調達すること。

（2）低濃度 PCB 汚染廃棄物に係る廃棄物の種類、数量、PCB 濃度及び保管状況について

廃棄物の種類：PCB 汚染物

数量及び PCB 濃度、保管状況を示す写真については、以下のとおり

対象機器	変圧器
型式	JIS-C4305（1969）
製造　番号	P6218030
製造年月	1975 年
製造会社	大阪変圧器株式会社
重量	760 kg
数量	１台
PCB 分析値	3.4 mg/kg
保管容器等	ポリエチレン製容器・ブルーシート・木板２枚

※保管容器等も収集運搬の対象とする。

（写真）





（３）作業実施場所

積み込み場所：生野区役所地下１階（大阪市生野区勝山南３－１－１９）
収集場所地図（別紙１）、搬出経路（別紙２）、参考写真（別紙３―１、３－２）のとおり

積み降ろし場所（運搬の最終目的地）：

法　人　名	三光株式会社
住　　所	鳥取県境港市昭和町５番地 17
認 定 番 号	平成 29 年第２号 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)(以下「法」という。) 法第 15 条の 4 の 4 第 1 項に規定する環境大臣の低濃度 PCB 廃棄物無害化処理の認定
施設設置場所	鳥取県境港市潮見町１番
受 入 れ 日 時	要事前相談

（４）履行期限

契約締結の日から令和９年１月 25 日（月）まで

３　受注者の資格

本業務を受注するにあたって必要な資格を次に示す。

許可	法第 14 条の４第１項に規定する大阪府知事又は大阪市長、並びに鳥取県知事の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
運搬する特別管理産業廃棄物の種類	PCB 汚染物

４　法令等の遵守

（１）受注者は、低濃度 PCB 汚染廃棄物の処理遂行にあたって「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成 25 年６月　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」及びその他関係法令等を遵守すること。

また、万が一契約解除に至る事由が発生した場合における未処理の低濃度 PCB 汚染廃棄物の取扱いについては、上記法令等に基づき、別途発注者の指示により受注者が適正に処理及び保管等を行い、速やかに発注者に引き渡すものとする。

（２）受注者は、万が一作業中に保管容器から PCB が漏れ出したときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従い適正に処置すること。また、処置に要する費用については、受注者が負担すること。

５　適正処理に必要な情報

（１）発注者は、低濃度 PCB 汚染廃棄物の適正な処理のため必要な次の情報を次のとおり受注者へ提供する。

産業廃棄物の発生工程	廃 PCB 等
産業廃棄物の性状及び荷姿	変圧器
通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化	なし
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	なし

産業廃棄物が廃パーソナルコンピューター、廃ユニット型エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機である場合には、JIS C0950 号に規定する有害物質(鉛等 6 物質)の含有マーク表示に関する事項	なし
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	なし
第1種指定化学物質の有無、産業廃棄物に含まれ、又は付着している第1種指定化学物質の名称及び量又は割合	なし
その他取扱いの注意事項	なし

（2）発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を書面により受注者に提供する。
（3）上記（1）及び（2）の情報に変更があったときは、発注者は遅滞なくその旨を書面により受注者に通知する。

6　作業実施上の留意遵守事項
（1）収集運搬日程等について、あらかじめ処分業者及び発注者と調整を行い、低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドラインに基づき運搬計画書を作成し、事前に発注者に提出すること。
（2）受注者は、事前に収集運搬当日の作業方法等について、発注者と十分協議し実施すること。また､受注者は低濃度 PCB 汚染廃棄物を保管している事業場において障害物などの除去が必要な場合、発注者と協議のうえ実施すること。
（3）業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
（4）受注者は、収集運搬にあたって道路規制部分の許可申請が必要な場合、警察に申請を行い、許可を得ること。
（5）受注者は、収集運搬中に予測される降雨等の気象状況に対し十分対策を講じること。
（6）受注者は、本業務の従事者であることが認識できる作業服もしくは腕章を着用すること。
（7）受注者は、作業にあたり事故等のないように細心の注意を払い運搬すること。また、近隣住民に対しての迷惑防止に努めること。

7　提出書類
（1）受注者は、発注者から処理を委託された低濃度 PCB 汚染廃棄物を収集運搬できることを示すものとして、事業の範囲について別紙４に記載し、契約締結の際に許可証の写しとともに提出すること。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。
（2）受注者は、本業務における業務責任者（１名）を定め、発注者に通知するものとする。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び統括を行うこと。
（3）受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の書類を提出し、発注者の承認を得ること。
（4）受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。
（5）受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

８ 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

（１）産業廃棄物の処理にあっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：https://www.jwnet.or.jp）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

（２）前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。

（３）受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。

（４）受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

９　その他

本仕様書に定めのない事項が生じたときは、関係法令等に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決めるものとする。

10　事業担当

大阪市生野区役所総務課　担当：山野
電話：06-6715-9625／FAX：06-6717-1160

（別紙１）

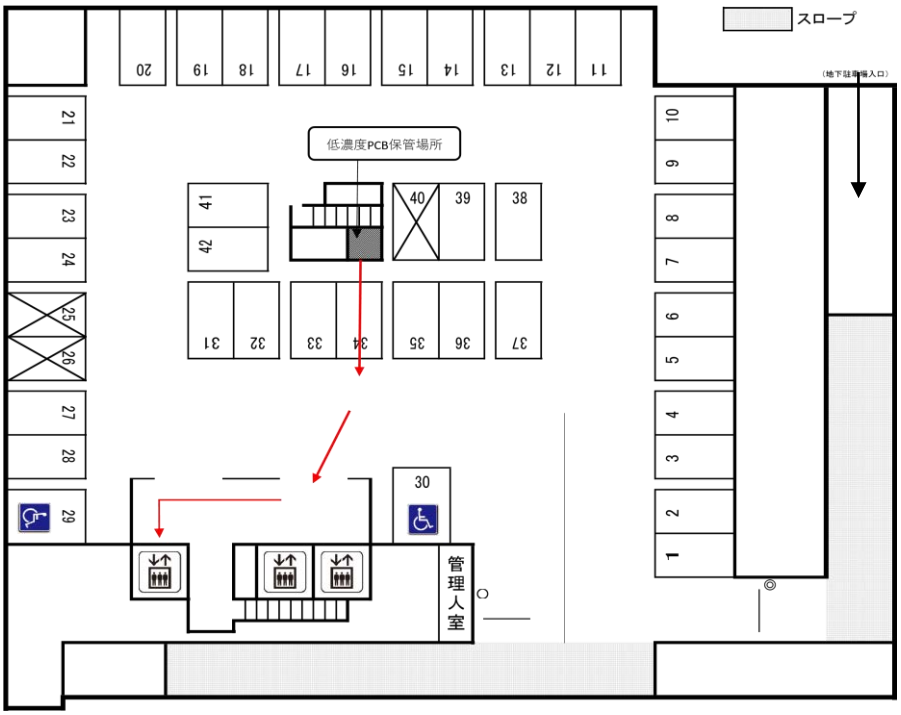
●収集場所　地図


天理教会
東桃谷小
大阪信金
ロジュマン桃谷
中村歯科
勝山北３
桃谷中
あじさいの里
さと
区民センター
生野署
生野署勝山
御勝山古墳
勝山中
生野区役所前
桃谷高
生野区役所
保健福祉センター
生野局
御勝山南公園
御勝山南パーク広場
生野区医師会
勝山南３
生野幼児園
老人ホームおがわ苑

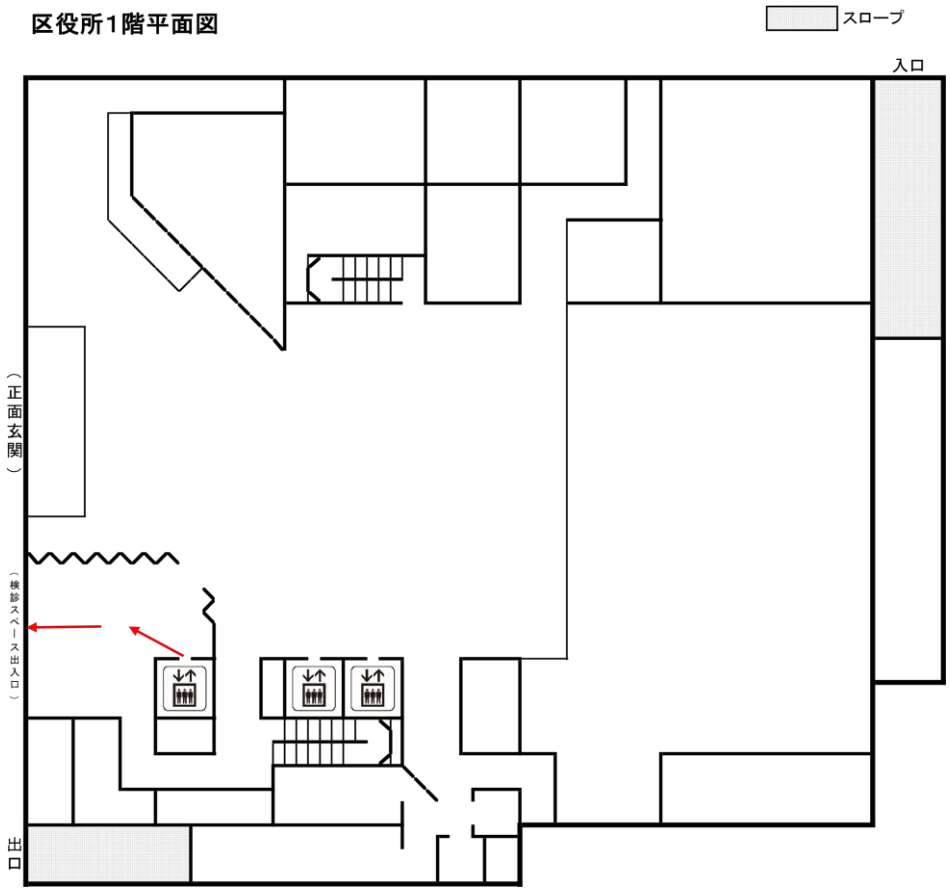
（別紙２）

●搬出経路

区役所地下駐車場平面図



区役所1階平面図



（別紙３－１）

●参考写真（搬出経路）

地下駐車場

地下駐車場入口  高さ制限 2.2m	PCB 保管場所前 	PCB 保管場所内  扉幅　　約 80cm 扉高さ　約 170cm 段差　　約 10cm
地下駐車場エレベーターホール  段差なし	エレベーター積載等  積載：900kg ※ただし 1150kg 可の EV もあり	

１階

検診スペース（待合） 	検診スペース出入口 	検診スペース前 

●参考写真（保管状況等）

<table>
<tr>
<td>
・変圧器：
(幅×奥行×高)105cm×60cm×140cm
・ブルーシート</td>
<td>
・保管容器：ポリエチレン製
外寸(幅×奥行×高)142cm×98cm×22cm</td>
</tr>
<tr>
<td>
・木板(幅×奥行×高さ)約
保管容器(底)：133cm×89 cm× 1 cm
保管容器(下)：147cm×89 cm× 1 cm</td>
<td></td>
</tr>
</table>

（別紙４）

1 収集運搬に関する事業範囲

（積込み場所）

許可都道府県･政令市:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許 可 の 有 効 期 限 :＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事　業　範　囲 :＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許　可　の　条　件 :＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許　可　番　号 :＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（積下ろし場所）

許可都道府県･政令市:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許 可 の 有 効 期 限 :＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事　業　範　囲 :＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許　可　の　条　件 :＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許　可　番　号 :＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

再委託に関する特記事項

1　本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（1）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（2）**低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）汚染廃棄物収集運搬業務**

2　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3　受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4　受注者は、第３項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6　受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第３項及び第４項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
 ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。